

改正後	現行
<p>熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 奨励品種の決定          県は、県内において生産及び普及を図る主要農作物の優良な品種（奨励品種及び認定品種とする。以下、「奨励品種」という。）を決定するために必要な試験を行い、その結果に基づき下記の手順を経て決定する。</p> <p>1 奨励品種の調査基準及び決定基準          奨励品種を決定するための調査基準及び決定基準については別記1のとおりとする。</p> <p>2 奨励品種の決定方法          奨励品種の決定にあたっては、<u>熊本県主要農作物奨励品種審査会（以下、「審査会」という。）を開催し、その意見を聴くものとする。</u>審査会の所掌事務、構成員等については別記2のとおりとする。</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 品質の確保          第5に基づき生産した原種等及び一般種子の品質を確保するために、審査員によるほ場審査及び生産物審査を行うものとする。</p> <p>1 ほ場審査          「ほ場審査」とは、審査員が指定種子生産ほ場において栽培中</p>	<p>熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 奨励品種の決定          県は、県内において生産及び普及を図る主要農作物の優良な品種（奨励品種及び認定品種とする。以下、「奨励品種」という。）を決定するために必要な試験を行い、その結果に基づき下記の手順を経て決定する。</p> <p>1 奨励品種の調査基準及び決定基準          奨励品種を決定するための調査基準及び決定基準については別記1のとおりとする。</p> <p>2 奨励品種の決定方法          奨励品種の決定は<u>熊本県主要農作物奨励品種審査会（以下、「審査会」という。）</u>において行う。審査会の所掌事務、構成員等については別記2のとおりとする。</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 品質の確保          第5に基づき生産した原種等及び一般種子の品質を確保するために、審査員によるほ場審査及び生産物審査を行うものとする。</p> <p>1 ほ場審査          「ほ場審査」とは、審査員が指定種子生産ほ場において栽培中</p>

の主要農作物の出穂、穂揃い、成熟状況等について審査すること  
をいう。生産等基準及び国通知に準じて実施するものとし、その  
審査基準及び方法については別記4のとおりとする。

2 生産物審査

「生産物審査」とは、審査員が指定種子生産ほ場において生産さ  
れた種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等につい  
て審査することをいう。生産等基準及び国通知に準じて実施する  
ものとし、その審査基準及び方法については別記4のとおりとす  
る。

3 審査員

(1) 審査員は、次に掲げる者のうちから県が委嘱又は任命する。  
ア 県の職員で農業改良助長法に基づく普及指導員及び農業研  
究センターの職員等、種子の生産及び管理に関し必要な知識  
及び技術を有する者（以下、「県審査員」という。）

ただし、原種等の審査員については、原則として試験研究  
機関において原種等の生産に従事している者又は従事したこ  
とがある者とする。

4 (略)

第7 (略)

第8 附記

- 1 この要領は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 この要領の施行前に主要農作物種子法第3条第1項及び  
第7条第2項の規定に基づき指定された種子生産ほ場につ  
いては、第5の規定に基づき指定されたものとみなす。
- 3 この要領は、平成31年2月5日に一部改正する。

の主要農作物の出穂、穂揃い、成熟状況等について審査すること  
をいう。生産等基準及び国通知に準じて実施するものとし、その  
審査基準及び方法については別記4のとおりとする。

2 生産物審査

「生産物審査」とは、審査員が指定種子生産ほ場において生産さ  
れた種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等につい  
て審査することをいう。生産等基準及び国通知に準じて実施する  
ものとし、その審査基準及び方法については別記4のとおりとす  
る。

3 審査員

(1) 審査員は、次に掲げる者のうちから県が委嘱又は任命する。  
ア 県の職員で農業改良助長法に基づく普及指導員及び農業研  
究センターの職員等、種子の生産及び管理に関し必要な知識  
及び技術を有する者（以下、「県審査員」という。）

ただし、原種等の審査員については、原則として試験研  
究機関において原種等の生産に従事している者又は従事した  
ことがある者とする。

4 (略)

第7 (略)

第8 附記

- 1 この要領は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 この要領の施行前に主要農作物種子法第3条第1項及び  
第7条第2項の規定に基づき指定された種子生産ほ場につ  
いては、第5の規定に基づき指定されたものとみなす。

(様式第1号)

年熊本県種子計画

平成 年 月 日

年熊本県種子計画の概要

指定種子生産ほ場指定計画

農作物名	指定採種ほ場指定計画		県内種子供給			県内種子 需要見込 み(kg)	備考
	計画面積 (ha)	前年対比 (%)	見込数量 (kg)	予定種子生 産量(kg)	繰越在庫 (kg)		
稲							
麦類							
大豆							

※原種等についても記載を行う場合は、備考に面積等を記載。  
※詳細について資料を添付する。

(参考)

1 農作物別作付面積及び指定採種ほ場種子更新率

農作物名	〇年実績(前年)		〇年見込(本年)		備考
	作付面積 (ha)	指定採種ほ場 種子更新率(%)	作付面積 (ha)	指定採種ほ場 種子更新率(%)	
稲					
麦類					
大豆					

※種子更新率は、それぞれの農作物の生産面積に対する、自家採種農家、転用種子等を除き種子として  
生産、販売された種子の播種面積の割合を記載。

2 主要農作物種子の生産状況(前年)

農作物名	原原種		原種		一般種子		備考
	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	
稲							
麦類							
大豆							

※詳細について資料を添付する。

(様式第1号)

年熊本県種子計画

平成 年 月 日

年熊本県種子計画の概要

指定種子生産ほ場指定計画

農作物名	指定採種ほ場指定計画		県内種子供給			県内種子 需要見込 み(kg)	備考
	計画面積 (ha)	前年対比 (%)	見込数量 (kg)	予定種子生 産量(kg)	繰越在庫 (kg)		
稲							
麦類							
大豆							

※原種等についても記載を行う場合は、備考に面積等を記載。  
※詳細について資料を添付する。

(参考)

1 農作物別作付面積及び指定採種ほ場種子更新率

農作物名	〇年実績(前年)		〇年見込(本年)		備考
	作付面積 (ha)	指定採種ほ場 種子更新率(%)	作付面積 (ha)	指定採種ほ場 種子更新率(%)	
稲					
麦類					
大豆					

※種子更新率は、それぞれの農作物の生産面積に対する、自家採種農家、転用種子等を除き種子として  
生産、販売された種子の播種面積の割合を記載。

2 主要農作物種子の生産状況(前年)

農作物名	原原種		原種		一般種子		備考
	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	
稲							
麦類							
大豆							

※詳細について資料を添付する。

(様式第2号)

指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 指定申請書

※該当部分を丸囲いし、不要な部分は二重線で見え消しすること

平成 年 月 日  
申請者 (種子場農協等の長) 氏名 印

熊本県知事 様

熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第5の3の(2)のアの規定による指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

(別紙)

※該当部分を丸囲い、(指定採種ほ・指定原種ほ)						
品種名	責任生産量 (袋：〇kg)	ほ場の枚数	集団数	農家数	設置面積 (a)	参考事項
熊本県主要農作物改良協会との契約事項等						
計				実農家数		

ほ場 番号	品種名	ほ場の所在地	設置面積 (a)	責任生産量 (契約数量) (袋：〇kg)	生産者氏名	参考 事項
計						

- 備考 1 各品種を濃記しないこと。  
2 上表には集計を、下表には品種毎の明細を記載する。  
3 指定原原種ほを設置する場合は、本様式を準用する。(他の様式についても同様とする。)

(様式第2号)

指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 指定申請書

※該当部分を丸囲いし、不要な部分は二重線で見え消しすること

平成 年 月 日  
申請者 (種子場農協等の長) 氏名 印

熊本県知事 様

熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第5の3の(2)のアの規定による指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

(別紙)

※該当部分を丸囲い、(指定採種ほ・指定原種ほ)						
品種名	責任生産量 (袋：〇kg)	ほ場の枚数	集団数	農家数	設置面積 (a)	参考事項
熊本県主要農作物改良協会との契約事項等						
計				実農家数		

ほ場 番号	品種名	ほ場の所在地	設置面積 (a)	責任生産量 (契約数量) (袋：〇kg)	生産者氏名	参考 事項
計						

- 備考 1 各品種を濃記しないこと。  
2 上表には集計を、下表には品種毎の明細を記載する。  
3 指定原原種ほを設置する場合は、本様式を準用する。(他の様式についても同様とする。)

(様式第3号)

指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 指定通知書

※該当部分を丸囲いし、不要な部分は二重線で見え消しすること

— 年 月 日

種子場農協等の長 様

熊本県知事

— 年 月 日付けで申請のありましたほ場については、熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第5の3の(2)のウの規定により指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) (作物名) として指定したので通知します。

(様式第4号) (略)

(様式第3号)

指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 指定通知書

※該当部分を丸囲いし、不要な部分は二重線で見え消しすること

平成 — 年 月 日

種子場農協等の長 様

熊本県知事

平成 — 年 月 日付けで申請のありましたほ場については、熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第5の3の(2)のウの規定により指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) (作物名) として指定したので通知します。

(様式第4号) (略)

(様式第5号)

第	号	平成 年 月 日交付
↑	↓	↓
5.5センチ	トク	氏名
↓	↓	↓

熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第6の規定による  
ほ場審査及び生産物審査を行う審査員の証

熊 本 県 簡

(裏面)

第6 品質の確保  
第5に基づき生産した原種等及び一般種子の品質を確保するために、審査員によるほ場審査及び生産物審査を行うものとする。(略)

3 審査員  
(1) 審査員は、次に掲げる者のうちから県が委嘱又は任命する。  
ア 県の職員で農業改良助長法に基づき普及指導員及び農業研究センターの職員等、種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者(以下、「県審査員」という。)  
ただし、原種等の審査員については、原則として試験研究機関において原種等の生産に従事している者又は従事したことがある者とする。  
また、県審査員は、審査の円滑かつ能率的な実施を図るため、他の審査員への助言及び指導を行うものとする。  
イ 改良協会、県経済連及び種子場農協等の職員で種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者  
ウ その他県が適当と認める者

(2) 審査員の身分を示す証票の様式は、様式第5号による。

(裏面)

(様式第6号) (略)

(様式第5号)

第	号	平成 年 月 日交付
↑	↓	↓
5.5センチ	トク	氏名
↓	↓	↓

熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第6の規定による  
ほ場審査及び生産物審査を行う審査員の証

熊 本 県 簡

(裏面)

第6 品質の確保  
第5に基づき生産した原種等及び一般種子の品質を確保するために、審査員によるほ場審査及び生産物審査を行うものとする。(略)

3 審査員  
(1) 審査員は、次に掲げる者のうちから県が委嘱又は任命する。  
ア 県の職員で農業改良助長法に基づき普及指導員及び農業研究センターの職員等、種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者(以下、「県審査員」という。)  
ただし、原種等の審査員については、原則として試験研究機関において原種等の生産に従事している者又は従事したことがある者とする。  
また、県審査員は、審査の円滑かつ能率的な実施を図るため、他の審査員への助言及び指導を行うものとする。  
イ 改良協会、県経済連及び種子場農協等の職員で種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者  
ウ その他県が適当と認める者

(2) 審査員の身分を示す証票の様式は、様式第5号による。

(裏面)

(様式第6号) (略)

(様式第7号)

平成 年度指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 審査野帳

指定 生産者名	品種	ほ場所在地 面積	(a)	第1期審査					第2期審査判定					指示事項 その他
				判定	異品種 特定	混入 病害	生育 状況	判定	異品種 特定	混入 病害	生育 状況	生育 見込	生産量(kg)	
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					

備考 判定は○で記入し不合格の場合その右欄に理由別を記入

(様式第7号)

年度指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 審査野帳

指定 生産者名	品種	ほ場所在地 面積	(a)	第1期審査					第2期審査判定					指示事項 その他
				判定	異品種 特定	混入 病害	生育 状況	判定	異品種 特定	混入 病害	生育 状況	生育 見込	生産量(kg)	
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					
	字 番地			合格・不合格					合格・不合格					

備考 判定は○で記入し不合格の場合その右欄に理由別を記入

(様式第8号)

(熊本県)農林水産部長 様

番 号  
年 月 日

(審査員の所属機関) 長

指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 審査計画について

このことについて、下記のとおり審査を行いますので、他機関からの審査員の派遣についてお取り計らい下さい。

記

年度 (作物名) 指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 審査計画

審査 予定日	市町村・地区名	対象 面積 (a)	対象 種数	審査 員数 (人)	審査員 不足数 (人)	備考 (審査 時期・品種 等)

備考 1 この報告書は審査開始の30日前までに (県農林水産部種子事業主管) 課へ提出すること。  
2 各審査時期別に提出すること。

(様式第8号)

(熊本県)農林水産部長 様

番 号  
年 月 日

(審査員の所属機関) 長

指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 審査計画について

このことについて、下記のとおり審査を行いますので、他機関からの審査員の派遣についてお取り計らい下さい。

記

平成 年度 (作物名) 指定種子生産ほ場 (指定採種ほ・指定原種ほ) 審査計画

審査 予定日	市町村・地区名	対象 面積 (a)	対象 種数	審査 員数 (人)	審査員 不足数 (人)	備考 (審査 時期・品種 等)

備考 1 この報告書は審査開始の30日前までに (県農林水産部種子事業主管) 課へ提出すること。  
2 各審査時期別に提出すること。





(様式第10号)

は揚審査証明書

\_\_\_\_年 月 日

審査請求者 住所  
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

熊本県 (審査員の所属機関) 長 印

下記の指定種子生産は揚 (指定採種ほ・指定原種ほ) において生産される主要農作物の種子 (一般種子、原種) は、熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第6の規定に基づきは揚審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

記

種類	品種	ほ所	揚地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備考

備考 この証明書は、は揚審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付する。

(様式第10号)

は揚審査証明書

平成\_\_\_\_年 月 日

審査請求者 住所  
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

熊本県 (審査員の所属機関) 長 印

下記の指定種子生産は揚 (指定採種ほ・指定原種ほ) において生産される主要農作物の種子 (一般種子、原種) は、熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第6の規定に基づきは揚審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

記

種類	品種	ほ所	揚地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備考

備考 この証明書は、は揚審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付する。

(様式第11号)

(用紙の大きさは、縦10cm、横12cm以上とする。)

## 生産物審査証明書

種苗法第61条第1項の規定に基づき指定種苗の生産等に関する基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

区分

審査請求者 氏名又は名称

住所

種類

品種

—年 月 日

熊 本 県 印

備考 1 区分欄の記載については、一般種子(指定採種ほにおいて生産された種子をいう。)、原種の別を記載すること。

2 この証明書は包装用袋等に刷込とする。

(様式第11号)

(用紙の大きさは、縦10cm、横12cm以上とする。)

## 生産物審査証明書

種苗法第61条第1項の規定に基づき指定種苗の生産等に関する基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

区分

審査請求者 氏名又は名称

住所

種類

品種

平成 年 月 日

熊 本 県 印

備考 1 区分欄の記載については、一般種子(指定採種ほにおいて生産された種子をいう。)、原種の別を記載すること。

2 この証明書は包装用袋等に刷込とする。

(様式第12号)

—年度 (作物名) 生産物審査結果等報告書

番号  
年月日

(熊本県農林水産部種子事業主管課)長 様

(審査員の所属機関)長

区分	ほ場審査						生産物審査		
	審査面積 (a)	合格面積 (a)	不合格面積 (a)	不合格理由	審査数量 (袋: Okg)	合格数量 (袋: Okg)	不合格数量 (袋: Okg)	不合格理由	
品種名	筆数	筆数	筆数	筆数					

備考 1 区分の欄については、一般種子、原種の別を記載  
 2 不合格理由については、合格基準にある項目等を記載

(様式第13号) (略)

別記1～4 (略)

(様式第12号)

平成 年度 (作物名) 生産物審査結果等報告書

番号  
年月日

(熊本県農林水産部種子事業主管課)長 様

(審査員の所属機関)長

区分	ほ場審査						生産物審査		
	審査面積 (a)	合格面積 (a)	不合格面積 (a)	不合格理由	審査数量 (袋: Okg)	合格数量 (袋: Okg)	不合格数量 (袋: Okg)	不合格理由	
品種名	筆数	筆数	筆数	筆数					

備考 1 区分の欄については、一般種子、原種の別を記載  
 2 不合格理由については、合格基準にある項目等を記載

(様式第13号) (略)

別記1～4 (略)